

議案第36号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年 3月 2日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年
条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3の4の項を削る。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

ひたちなか市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例新旧対照表

旧				新				備考
別表第3 (第5条関係)				別表第3 (第5条関係)				
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法による保護に準ずる措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの	
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
3 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの	3 教育委員会	ひたちなか市就学援助費交付規則による就学援助費の交付等に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの	
4 教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民票関係情報であって規則で定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの 生活困窮外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの 児童福祉法による障害児通所支援に関する情報であって規則で定めるもの 障害者関係情報であって規則で定めるもの 障害者自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの					